

令和2年度リモート審査に関する規程

令和2年7月21日

1 はじめに

本規程は、令和2年度職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定（以下、「ガイドライン適合事業所認定」という。）におけるリモート審査の実施に関する事項を定める。本規程は、ガイドライン適合事業所認定の令和2年度運営要領（2.1 参照）を補足する。

2 関連文書

2.1 職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定 令和2年度運営要領

3 リモート審査の定義及び位置づけ

3.1 リモート審査の定義

Web 会議システム（例：Zoom、Skype、MS Teams、Google Meet 等）を介して受査事業所と担当審査員をインターネット上で結び、現地審査の代替として実施する審査のこと。

3.2 リモート審査の位置づけ

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、以下のいずれかに該当する場合、申請機関・受査事業所と審査認定機関が協議の上、リモート審査を実施することができることとする。

- ① 国又は都道府県から、受査事業所又は担当審査員の所在する地域に対して以下が発出されている。
 - 緊急事態宣言
 - 外出自粛要請
 - 都道府県境を跨いだ移動の自粛要請
 - その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する要請
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、対面での現地審査を実施すべきではないと考えられる。

3.3 リモート審査として満たすべき事項

リモート審査を実施する場合は、以下のことを遵守すること。

- ① 申請機関との契約書において、リモート審査の実施について合意すること（4 参照）。
- ② リモート審査において、以下の事項が行われていること。
 - Web カメラ等を活用した双方向のコミュニケーション

- Web 会議システム上でのエビデンスの画面共有又は Web カメラを介した提示

4 リモート審査に関する合意

審査認定機関は、申請機関との契約書において、リモート審査の実施に関する下記 4.1～4.6 について予め合意すること。

4.1 リモート審査の実施

- 上記 3.2 の①～②のいずれかに該当する場合、申請機関・受査事業所と審査認定機関が協議の上、現地審査の代替手段としてリモート審査実施の是非を決定すること。

4.2 リモート審査の実施に必要な環境及び機器

- 受査事業所及び審査認定機関は、リモート審査を支障なく実施する上で必要な環境及び機器（表 1 参照）をそれぞれ準備すること。

【表 1 リモート審査の実施に必要な環境及び機器】

必要な環境・機器	審査認定機関	受査事業所
インターネット 接続環境	映像と音声を含む容量の大きなデータを扱うため、光回線等のインターネット回線を利用する。	
Web 会議システム	リモート審査を行うための Web 会議システムは、以下が可能なものを利用する。 ・ Web カメラ等を利用した双方向のコミュニケーション ・ 画面共有	審査認定機関の指定する Web 会議システムを利用する。
パソコン	以下を満たすパソコンを使用する。 ・ インターネット回線に接続することができる。 ・ Web 会議システムの利用に必要な OS 及びスペックを有し、OS が最新の状態にアップデートされている。 ・ セキュリティソフトがインストールされ、最新の状態にアップデートされている。	
モバイル端末（スマートフォン、タブレット等）	（モバイル端末はモニター画面が小さいため、原則として使用しない。）	施設・設備の確認では、以下を満たすモバイル端末を使用する。 ・ インターネット回線に接続することができる。 ・ カメラとマイクの機能がある。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査認定機関の指定する Web 会議システムが利用できる。 ・ Web 会議システムの利用に必要な OS 及びスペックを有し、OS が最新の状態にアップデートされている。 ・ セキュリティソフトがインストールされ、最新の状態にアップデートされている。
Web カメラ	ノート PC 搭載の Web カメラを使用することはできるが、一つの Web カメラに複数人数が映る場合は、専用の Web カメラを使用することが望ましい。	
マイク／ヘッドセット／マイクスピーカー	ノート PC 搭載のマイクやヘッドセットを使用することはできるが、同じ場所から多人数でリモート審査に参加する場合は、専用のマイクスピーカーを使用することが望ましい。	
審査環境	以下に配慮した環境を準備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査情報の漏洩及び露呈の防止 ・ 騒音及び雑音の遮断・抑制 	

4.3 リモート審査の録音・録画及びそのデータの保存

- 審査認定機関は、リモート審査の予備的な記録の手段として、受査事業所に事前の同意を得た上で、審査内容を録音又は録画することができること。
- 審査認定機関は、審査の実施に必要な範囲でのみ当該録音・録画データを使用し、その使用は当該審査認定機関のみに限定すること。

4.4 リモート審査におけるエビデンスの確認

- 受査事業所は、リモート審査中に審査員が要望する資料を画面共有又は Web カメラを介して提示し、エビデンスのサンプリング確認に協力すること。

4.5 リモート審査中のトラブルへの対応

- リモート審査開始後、受査側又は審査側において、Web 会議システムへの接続不良、映像・音声途切れ等のトラブルが発生したことに起因してリモート審査が継続できない場合（審査において 3.3②に記載の事項を行うことができない場合）、日を改めてリモート審査を再開すること。

4.6 リモート審査におけるセキュリティ対策

- リモート審査で使用するパソコン及びモバイル端末にセキュリティソフトがインストールされ、最新の状態にアップデートされていること。

- リモート審査で使用するパソコン及びモバイル端末の OS が、最新の状態にアップデートされていること。
- Web 会議システムのソフト及びアプリケーションが、最新の状態にアップデートされていること。
- 受査事業所及び審査員ともに、審査情報の漏洩及び露呈の防止に配慮した環境（個室等）でリモート審査を行うこと。

(以上)